

浜田市認知症地域支援推進員事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じて、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、浜田市とする。ただし、地域の実情に応じて適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に事業所若しくは事業所を有する個人または法人その他の団体とする。

(事業内容)

第4条 市長は、対象者に対し、次に掲げるサービスを提供するために、認知症地域支援推進員を配置するものとする。

- (1) 認知症の学習会（ただし、認知症サポーター養成講座は含まない）
- (2) 認知症等の普及啓発事業（PR活動、他機関との連携など）
- (3) チームオレンジの活動支援（会議、立ち上げ等の支援など）
- (4) 認知症カフェの活動支援（カフェの参加、啓発、立ち上げ等支援など）
- (5) 認知症推進施策における地域とのコーディネート
（調整会議などへの参加、地域課題ニーズを把握）

(報告)

第5条 事業の遂行にあたり、本仕様書の内容に基づき、以下の関係書類を作成し、提出することとする。様式については、委託者の指示がないものについては任意とする。

(1) 業務開始時

- ア 契約締結後30日以内に、(1)から(5)の業務内容に関するそれぞれの目標と事業の計画を定めた活動計画書を作成し、委託者

へ提出して承認を得るものとする。

- イ 活動計画書に変更が生じる場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ウ 活動計画書には、(1)から(5)に関する活動計画、月間及び年間の業務スケジュール、その他委託者が求める事項を記載するものとする。
- エ 提出した実施計画は、委託者が定期的に評価を行い、指導等を行うものとする。

(2) 随時

受託者は、(1)から(5)の取り組みについて、毎月、委託者に報告する。

(3) 業務終了時

- ア 業務完了後 30 日以内に、業務完了報告書及び業務に要した収支決算書等の経費内訳書を作成し、委託者へ提出して承認を得るものとする。
- イ 業務完了報告書には、活動実績及び自己評価を記載するものとする。

(関係機関等との連携)

第 6 条 本事業の実施にあたっては、地域の実情を踏まえるとともに、委託者と相互連携や、他事業との連携を図るものとする。あわせて、取組前後には、対象や方法、内容が適切であったかどうかの検証し、より効果的な実施に努める。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。